

# 宇都宮市障害福祉サービス計画

第1期計画（平成18年度～平成20年度）

平成19年3月  
宇都宮市

目次

第1章 計画の基本理念等	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の見直し及び次期計画について	4
5 計画の基本理念	4
6 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
第2章 障害の認定状況と障害福祉サービスの利用の状況	6
1 障害認定の状況	6
(1) 各手帳の交付状況	6
(2) 身体障害者手帳交付者数の推移	6
(3) 療育手帳交付者数の推移	8
(4) 精神保健福祉手帳交付者数の推移	8
2 障害福祉サービスの利用の状況	9
(1) 居宅介護及び居宅生活支援(移動介護除く)	9
(2) 移動介護(外出介護)	10
(3) 短期入所	10
(4) デイサービス	11
(5) 施設訓練等支援等	12
(6) グループホーム	13
第3章 地域移行等の目標値について	14
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	14
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	15
3 福祉施設から一般就労への移行	16
第4章 介護給付・訓練等給付の実施に関する考え方及びサービス見込量	17

## 目 次

---

1	介護給付・訓練等給付のサービス見込量（月間）	17
2	各サービスの実施に関する考え方及びサービス見込量	18
	（1）訪問系サービス	18
	（2）日中活動系サービス	19
	（3）居住系サービス	23
	（4）相談支援	24
第5章 地域生活支援事業の実施に関する考え方及びサービス見込量		25
1	市町村地域生活新事業のサービス見込量	25
2	市町村地域生活支援事業（必須事業）の各事業の実施に関する考え方	26
	（1）相談支援事業	26
	（2）コミュニケーション支援事業	31
	（3）日常生活用具給付等事業	32
	（4）移動支援事業	33
	（5）地域活動支援センター事業	34
3	市町村地域生活支援事業（任意事業）の実施に関する考え方	35
	（1）福祉ホーム事業	35
	（2）訪問入浴サービス事業	35
	（3）知的障害者職親委託事業	35
	（4）生活支援事業	35
	（5）日中一時支援事業	36
	（6）社会参加促進事業	37
第6章 サービス見込量の確保策		38
第7章 計画の推進に向けて		39
資料編		
	・ 障害者自立支援法とは	41
	・ 策定体制	48
	・ 社会福祉審議会からの提言	51

## 第1章 計画の基本理念等

### 1 計画策定の背景

障害者の福祉施策については、平成15年度から導入された支援費制度により、それまでの行政による措置から利用者主体の契約制度への転換が図られ、その結果として、利用者数が飛躍的に伸びてきました。

しかし、支援費制度<sup>1</sup>導入後でも居宅介護（ホームヘルプ）等の提供ができなかった市町村があったことや、精神障害者が支援費制度の対象とはされていなかったことなど、制度面やサービス確保の面で立ち遅れていた部分があったことや、これまでの障害者福祉を長年にわたり支え続けてきた福祉施設についても、利用者の入所期間が長期化していることなどにより、本来の施設の目的と利用実態との間に乖離が見られるようになりました。

また、ノーマライゼーション<sup>2</sup>の理念が本格的に社会に浸透しつつあるなか、障害者の自立と暮らしを支えるための施策のさらなる充実が求められてきているところであり、本市においても平成14年度に策定した「障害者福祉プラン」のなかで、ノーマライゼーションの実現に向けた施策の充実・強化を目指してきました。

このように障害者を取り巻く環境が変化し、また行政の支援策の充実が図られていくなか、「障害者が自立して住み慣れた地域で普通に暮らすこと」をより一層支援できるよう、従来の事業体系を抜本的に見直すとともに、地域生活移行や就労に向けた支援策の充実などを目的として、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法（以下「法」）では、障害分野に関わらず必要なサービスが利用できるようになる一方、増え続ける利用者を支えるため、国や地方自治体の費用負担の義務化や利用者負担の見直しなど、制度の持続可能性を高める工夫がなされるとともに、必要なサービスを安定的に確保し、全国どの市町村でも必要なサービスが受けられるよう、市町村ごとに障害福祉計画を策定することが義務付けられました。

こうしたことから、将来にわたって本市の利用者にとって必要なサービスの量を明確にし、また、サービスの確保策等に関する市の役割を明確にしていくため、この「宇都宮市障害福祉サービス計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、法第88条に定める市町村障害福祉計画であり、法の理念に基づき、地域での暮らしに必要な障害福祉サービスを安定的に確保するとともに、障害者の自立した生活を支え、地域生活への移行や就労支援等に必要な本市の取り組みやサービスを明らかにしていくための計画です。

また、障害者基本法に基づき平成14年度に策定した、本市の障害者施策の基本的な事項を定めた計画である「宇都宮市障害者福祉プラン」(以下「プラン」)のうち、福祉サービスに関する施策の方向性や基本目標を具体的に実現するためのものです。

さらに、福祉分野の総合的な行政計画である「宇都宮市地域福祉計画」との連携や整合を図るとともに、その他障害者の福祉に係る既存の計画とも連携していきます。

なお、本計画については、計画策定に関して国が示す指針である「障害福祉サービス等の基盤整備に関する基本指針」に基づき作成するとともに、栃木県障害福祉計画(とちぎ障害者プラン21《実施計画》)との整合性も保つものとします。

### 3 計画の期間

この計画の対象期間は、平成18年度(2006年度)を初年度とし、平成20年度(2008年度)までの3か年とします。

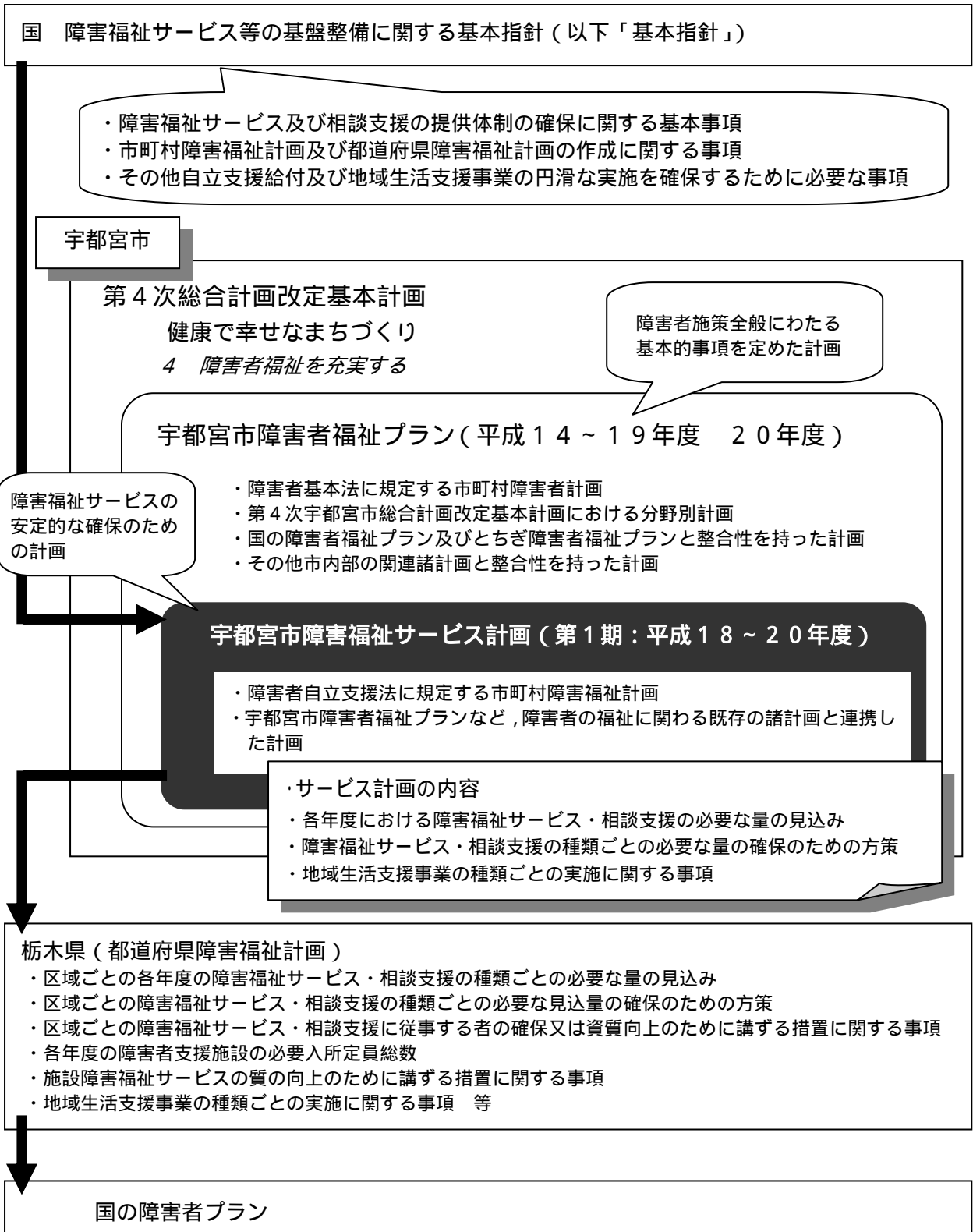
---

1 支援費制度 障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を行うため、利用者自らが選択し、事業者の契約に基づき障害福祉サービスを利用する制度。それまでの行政による措置制度に代わり、平成15年4月から導入された。

2 ノーマライゼーション 障害者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方。

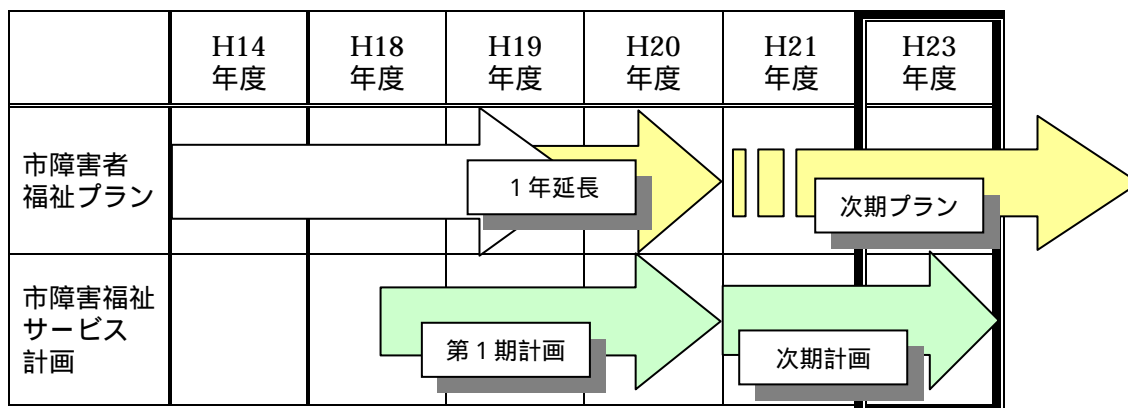
## 第1章 計画の基本理念等

### ・ 宇都宮市障害福祉サービス計画の位置付け



4 計画の見直し及び次期計画について

この計画では、平成23年度（2011年度）における地域移行等の目標値を設定していることから、平成20年度（2008年度）末までに本計画の評価・見直しを行ったうえで、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までの3か年を計画期間とする次期計画を策定します。



5 計画の基本理念

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村に統一する仕組みを基本するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障害者等に対するサービスの充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりやNPO<sup>3</sup>等によるインフォーマルなサービス<sup>4</sup>の活用も含め、社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進めます。

## 6 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、1の基本的理念を踏まえ、以下の点に配慮し、数値目標を設定したうえで計画的な整備を行います。

### (1) 必要な訪問系サービスの確保

立ち遅れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護及び重度障害者等包括支援を指す。以下同じ）の充実を図り，必要な訪問系サービスの確保に努めます。

### (2) 希望する障害者等に日中活動系サービスを確保

いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに，希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，療養介護，児童デイサービス，短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスを指す。以下同じ）の確保に努めます。

### (3) グループホーム等の充実を図り，入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居）の充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進めます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により，障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用の場を拡大に努めます。

---

3 NPO 「Nonprofit organization」の略。広義では福祉，教育，環境などに関するボランティア活動など，様々な社会貢献活動を行う団体全てを指すが，狭義では，特定非営利活動促進法に基づく「特定非営利法人（NPO法人）」も指す。

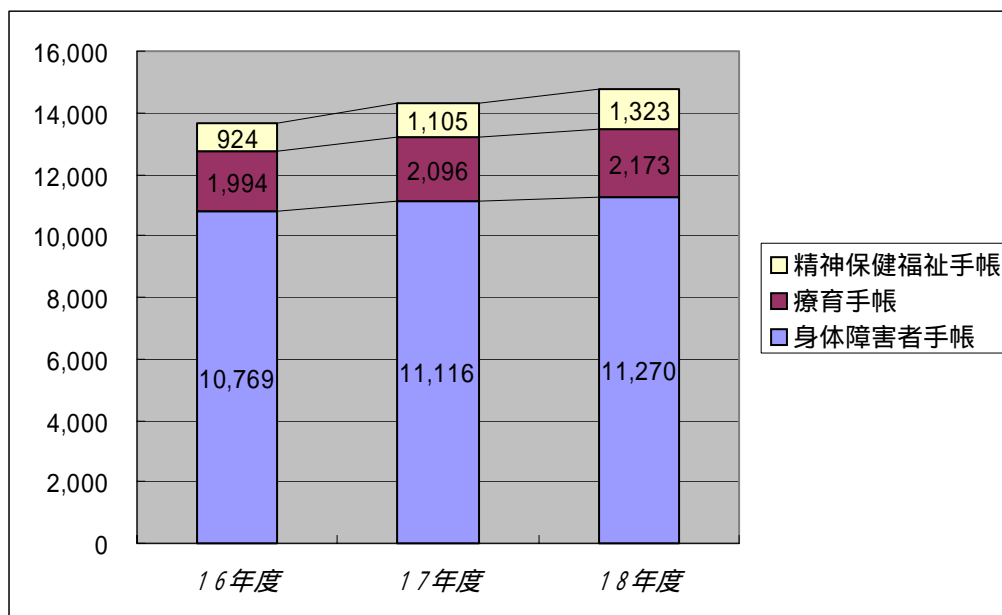
4 インフォーマルなサービス ボランティアや家族，友人からの援助や地域での助け合いなど，行政などが提供する公的（フォーマル）なサービスでないサービス。地域で長期にわたる支援を行うためには，フォーマルなサービスだけでなくインフォーマルなサービスの活用が重要と言われている。

## 第2章 障害の認定状況と障害福祉サービスの利用の状況

### 1 障害認定の状況

#### (1) 各手帳の交付状況

- 各障害とも、手帳交付者は増加傾向にあるが、特に精神保健福祉手帳の交付者が伸びてきています。



#### (2) 身体障害者手帳交付者数の推移

- 全体として増加傾向にありますが、特に複合障害がある者の割合が伸びてきています。
- また、肢体不自由者については、障害福祉サービスの利用ニーズが多いと思われる重度の障害者数の割合が伸びてきています。

第2章 障害の認定状況と障害福祉サービスの利用の状況

身体障害者手帳交付数の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
視覚障害	1級	281	351	357
	2級	236	232	230
	3級	52	53	52
	4級	56	53	50
	5級	101	84	80
	6級	62	57	56
	計	788	830	825
聴覚平衡 機能障害	1級	0	1	0
	2級	401	407	410
	3級	111	103	107
	4級	340	321	329
	5級	0	3	2
	6級	534	544	519
	計	1,386	1,379	1,367
音声・言語 機能障害	1級	0	0	0
	2級	0	0	0
	3級	59	53	52
	4級	56	52	53
	5級	0	0	0
	6級	0	0	0
	計	115	105	105
肢体不自由 (体幹機能障害 肢体機能障害)	1級	801	1,015	1,030
	2級	1,496	1,441	1,439
	3級	867	804	802
	4級	1,240	1,207	1,331
	5級	835	632	625
	6級	276	282	277
	計	5,515	5,381	5,504
内部障害 (じん臓障害 小腸障害 免疫障害等)	1級	1,347	1,763	1,755
	2級	6	13	13
	3級	361	332	330
	4級	675	669	661
	5級	0	0	0
	6級	0	0	0
	計	2,389	2,777	2,759
複合障害 (2つ以上の 障害のある方)	1級	344	431	472
	2級	123	120	129
	3級	58	54	63
	4級	32	26	32
	5級	17	11	12
	6級	2	2	2
	計	576	644	710
計	1級	2,773	3,561	3,614
	2級	2,262	2,213	2,221
	3級	1,508	1,399	1,406
	4級	2,399	2,328	2,456
	5級	953	730	719
	6級	874	885	854
	合計	10,769	11,116	11,270

各年度4月1日現在

(3) 療育手帳<sup>5</sup>交付者数の推移

全体として増加傾向にあります。特に中程度～軽度の手帳交付者数が伸びています。

療育手帳交付数の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
知的障害	A1	304	334	348
	A2	633	622	645
	A	36	36	36
	B1	608	649	669
	B2	378	424	458
	B	35	31	27
	計	1,994	2,096	2,173

各年度4月1日現在

(4) 精神保健福祉手帳交付者数の推移

全体として交付者が伸びています。

精神保健福祉手帳交付者数の推移

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
精神障害	1級	173	202	223
	2級	453	528	653
	3級	298	375	447
	計	924	1,105	1,323

各年度4月1日現在

<sup>5</sup> 療育手帳 知的障害者(児)が各種の援助を受けやすくするために、判定機関で知的障害者と判定された障害児者に対して交付する手帳。

2 障害福祉サービスの利用の状況

(1) 居宅介護及び居宅生活支援（移動介護除く）

- ・ ホームヘルパーが自宅に訪問し、身体の介護や家事援助などを提供するサービスで全体的に利用実績が伸びてきました。
- ・ 特に、身体障害者と障害児の利用実績が伸びてきています。

居宅介護及び居宅生活支援（移動介護除く）利用実績（人数）

項目	単位	15年度	16年度	17年度	平均伸び数
身体障害者	人/月	83	112	138	27.5
知的障害者	人/月	4	11	17	6.5
精神障害者	人/月	17	26	28	5.5
障害児	人/月	11	38	40	14.5
合計	人/月	115	187	223	54.0

実績値は各年度の10月の実績（以下同様）

- ・ なお、利用者一人当たりの延べ利用時間数は3年間でほぼ一定の実績となっています。

居宅介護及び居宅生活支援（移動介護除く）利用実績（時間）

項目	単位	15年度	16年度	17年度	平均伸び数
利用述べ時間数	時間	3,764	5,728	6,965	1,600.5
利用述べ人数（再掲）	人	115	187	223	54.0
利用者一人あたり平均利用時間	時間 /人	32.7	30.6	31.2	31.5 (3ヵ年平均)

(2) 移動介護（外出介護）

- ・ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を必要とする障害者等に対しヘルパーを派遣し、外出時の移動に関する支援を行うサービスで、利用動向については、全体的に伸びています。
- ・ なお、平成18年10月からは地域生活支援事業の移動支援に移行しています。

移動介護利用実績

項目	単位	15年度	16年度	17年度	平均伸び数
利用述べ時間数	時間	1,581	2,124.5	2,755	587
利用述べ人数	人	78	127	190	56
利用者一人あたり平均利用時間	時間 /人	20.3	16.7	14.5	17.2 (3ヵ年平均)

(3) 短期入所

- ・ 介護者の疾病などの理由により在宅での介護を受けることが困難な障害者等に対し、障害者施設に短期間入所させ、必要な保護を行うサービスで、宿泊による利用が原則ですが、知的障害者及び障害児についてのみ、日中の一時利用が認められていました。なお、この日中の一次利用については、平成18年10月から地域生活支援事業の日中一時支援に移行しました。

短期入所利用実績

項目	単位	15年度	16年度	17年度	平均伸び数
利用述べ回数（宿泊）	回	290	368	462	86
利用述べ回数（日中）	回	163	569	689	263
居宅介護利用者一人あたり平均利用回数（宿泊のみ）	回/ 人	2.96	2.29	2.37	2.54 (3ヵ年平均)

(4) デイサービス

- ・ 障害者施設等において、障害者・児に創作的活動や機能訓練，入浴などの必要な介護を提供するサービスで，このうち，身体障害者と知的障害者のデイサービス（障害者デイサービス）については，平成18年10月から地域生活支援事業の地域活動支援センター事業等に移行しています。

障害者デイサービス利用実績（身体・知的）

項目	単位	15年度	16年度	17年度	平均伸び数
利用人数（障害者）	人	150	182	191	20.5
利用述べ回数（障害者）	回数	1,291	1,395	1,470	89.5
利用者一人あたり平均 利用回数	回数 /人	8.6	7.7	7.7	0.5

児童デイサービス利用実績

項目	単位	15年度	16年度	17年度	平均伸び数
利用人数（障害児）	人	0	1	11	5.0
利用述べ回数（障害児）	回数	0	7	31	15.5
利用者一人あたり平均 利用回数	回数 /人	0	7.0	2.8	1.4

## 第2章 障害の認定状況と障害福祉サービスの利用の状況

### (5) 施設訓練等支援等

- ・ 各種の障害者施設に入所もしくは通所し、訓練や授産、介護などのサービスの提供を受けるものです。
- ・ 利用動向については、全体として施設入所者はほぼ横ばいですが、通所者は増えています。また、個別のサービスを比較した場合、特に授産施設の利用者が増えています。

#### 施設訓練等支援等利用実績

項目	単位	15年度	16年度	17年度	平均伸び数
身体障害者療護施設	人	85	82	88	1.5
内入所者数	人	85	82	88	1.5
内通所者数	人	0	0	0	0.0
身体障害者更生施設	人	20	20	21	0.5
内入所者数	人	13	16	15	1.0
内通所者数	人	7	4	6	0.5
身体障害者授産施設	人	53	63	66	6.5
内入所者数	人	14	13	13	0.5
内通所者数	人	39	50	53	7.0
知的障害者更生施設	人	293	301	304	5.5
内入所者数	人	249	246	241	4.0
内通所者数	人	44	55	63	9.5
知的障害者授産施設	人	195	201	200	2.5
内入所者数	人	28	27	26	1.0
内通所者数	人	167	174	174	3.5
知的障害者通勤寮	人	12	18	19	3.5
知的障害者小規模通所授産施設	人	16	16	16	0.0

福祉工場は利用実績なし

## 第2章 障害の認定状況と障害福祉サービスの利用の状況

### 参考 精神障害者社会復帰施設利用実績（県実績）

項目	単位	17年度
精神障害者生活訓練施設	人	44
精神障害者授産施設	人	15
内入所者数	人	10
内通所者数	人	5
精神障害者小規模通所授産施設	人	21
精神障害者地域生活支援センター（活動分）	人	58

### （6）グループホーム

- ・ 知的障害者及び精神障害者で地域での生活が可能な者に対して共同住宅（グループホーム）における，食事の提供や相談，その他日常生活上の支援を行うサービスで，現状の利用動向については，知的障害者・精神障害者ともに利用が増えてきています。

#### グループホーム利用実績

項目	単位	15年度	16年度	17年度	平均伸び数
知的障害者共同生活援助（グループホーム）	人	46	61	66	10.0
精神障害者共同生活援助（グループホーム）	人	47	44	52	2.5

**第3章 地域移行等の目標値について**

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・ 現在の施設入所者のうち，自立訓練事業等を利用し，グループホーム，ケアホーム，一般住宅等に移行する者の数を見込み，その上で，平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。
- ・ 当該目標を設定するにあたっては現時点の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指し，併せて平成23年度末の施設入所者を現時点の施設入所者から7%以上削減することを基本的な目標とします。
- ・ なお，栃木県においては，地域生活に移行する者の割合については，現在施設入所者の15%を目指すこととし，併せて施設入所者数の削減目標値については，10%を目指すとしています。
- ・ 地域生活移行数については，国が示している地域移行等に関する数値的な考え方に基づき，推計しています。

地域生活への移行に関する目標値

項目	数値	概要
現入所者数(A)	437人	・平成17年10月1日現在
目標年度入所者数(B)	409人	・平成23年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A - B)	28人 (6.4%)	・差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行数	50人 (11.4%)	・施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ・ 平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを旨とし、必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までに退院可能な精神障害者の減少目標値を設定します。
- ・ 都道府県においては、この退院可能な精神障害者の減少目標値の設定にあわせ、医療計画<sup>6</sup>の基準病床数の見直しを進めることとされています。
- ・ なお、栃木県全体では、退院可能な精神障害者を800人と見込んでおり、そのうち、平成23年度までの減少目標値は670人を旨としています。
- ・ 本市における精神障害者の退院可能者数については、上記栃木県全体の見込み数から、人口による按分等に基づき推計しています。

精神障害者の退院に関する目標値

項目	数値	概要
【目標値】 減少数	150人	・平成23年度末までに減少を目指す数 (退院可能精神障害者数：182人)

---

6 医療計画 医療法に基づく法定の計画。都道府県における医療の提供体制の確保について定めている。

3 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 福祉施設の利用者のうち，就労移行支援事業等を通じて，平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。
- ・ 目標の設定に当たっては，現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされています。
- ・ なお，栃木県では，平成23年度における一般就労への移行目標値について，年間120人を目指すとされています。

一般就労への移行に関する目標値

項目	数値	概要
【目標値】 平成23年度における 年間一般就労移行数	25人	・平成23年度における一般就労移行数

## 第4章

### 介護給付・訓練等給付の実施に関する考え方とサービス見込量

#### 1 介護給付・訓練等給付のサービス見込量（月間）

各サービスの見込量については、支援費制度における利用実績及び利用の伸びから推計した値を基本に、日中活動系や居住系などの新体系サービスの推計値については、国が示した新体系移行に伴う推計方法を参考に算出しています。

区 分	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	8,602 時間/月	10,230 時間/月	12,135 時間/月	18,479 時間/月
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
日中活動系サービス全体の見込量	5,280 人日/月	10,560 人日/月	14,212 人日/月	21,362 人日/月
生活介護	3,586 人日/月	6,622 人日/月	8,382 人日/月	10,538 人日/月
自立訓練(機能訓練)	132 人日/月	308 人日/月	418 人日/月	528 人日/月
自立訓練(生活訓練)	506 人日/月	1,210 人日/月	1,628 人日/月	2,178 人日/月
就労移行支援	638 人日/月	1,474 人日/月	1,848 人日/月	2,442 人日/月
就労継続支援(A型)	44 人日/月	66 人日/月	220 人日/月	902 人日/月
就労継続支援(B型)	374 人日/月	880 人日/月	1,716 人日/月	4,774 人日/月
療養介護	3 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月
児童デイサービス	33 人日/月	37 人日/月	51 人日/月	58 人日/月
短期入所	611 人日/月	743 人日/月	889 人日/月	1,359 人日/月
共同生活援助	143 人/月	159 人/月	182 人/月	261 人/月
共同生活介護				
施設入所支援	444 人/月	451 人/月	446 人/月	409 人/月
相談支援	29 人/月	35 人/月	43 人/月	71 人/月

相談支援についてはサービス利用計画の見込量

2 各サービスの実施に関する考え方及びサービス見込量

(1) 訪問系サービス

- ・ 訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援）については，今後も利用が増えると想定されることから，サービスの充実していきます。
- ・ なお，サービス見込量については，支援費制度における1人あたりの利用実績がほぼ一定量となっていることから，利用者数の伸びを増加要因として推計しています。

居宅介護等の各年度見込量

単位：時間/月

サービスの概要	居宅介護			
	ホームヘルパーが訪問し，居宅において入浴，排泄，食事などの介護を提供する。			
	重度訪問介護			
	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対し，居宅における介護や外出時における移動中の介護を総合的に提供する。			
	行動援護			
	知的障害や精神障害により行動上の問題を有し，常時介護を要する障害者に対し，当該障害者の行動上の危険を回避するための援護や，移動中の介護などを提供する。			
	重度障害者等包括支援			
常時介護を要する障害者等であって，介護の必要の程度が著しく高いものに対し，居宅での介護や通所サービス，短期入所などを包括的に提供する。				
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	8,602 (約290人分)	10,230 (約350人分)	12,135 (約430人分)	18,479 (約700人分)

ケアホーム（共同生活介護）でのホームヘルプ利用を含む

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量の推計にあたっては、旧法に基づく施設利用の実績の伸びを元に、国が示した新体系サービスの推計手法も活用して算出しています。

生活介護

- 施設での介護が必要な者は、通所利用を中心に今後も利用者数が増えると見込まれることから、サービスを充実していきます。

生活介護の各年度見込量

単位：人日/月

サービスの概要	常時介護を要する障害者等に対し、障害者支援施設等において入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	3,564 (約160人分)	6,600 (約300人分)	8,382 (約380人分)	10,472 (約475人分)

利用者1名が1日利用して「1人日」(以下同じ)

自立訓練（機能訓練）

- 身体障害者等が自立した生活を送れるよう、障害者支援施設等での自立訓練を促進し、サービスを充実していきます。

自立訓練（機能訓練）の各年度見込量

単位：人日/月

サービスの概要	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間（標準24月）、身体機能の向上のための訓練等を行う。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	132 (約5人分)	308 (約15人分)	418 (約20人分)	528 (約25人分)

#### 第4章 介護給付・訓練等給付の実施に関する考え方及びサービス見込量

##### 自立訓練（生活訓練）

- ・ 知的障害者・精神障害者等が自立した生活を送れるよう，障害者支援施設での自立訓練を促進し，サービスを充実していきます。
- ・ 退院可能精神障害者が地域での生活を送るため，障害者支援施設での自立訓練を促進し，サービスを充実していきます。

##### 自立訓練（生活訓練）の各年度見込量

単位：人日/月

サービスの概要	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，一定期間（標準24月），生活機能の向上のための訓練等を行う。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	506人日 （約20人分）	1,210人日 （約55人分）	1,628人日 （約75人分）	2,178人日 （約100人分）

##### 就労移行支援

- ・ 施設入所者や退院可能精神障害者，また養護学校卒業者等で就労に関する訓練が必要な障害者の一般就労を支援し，一般就労に関する目標値を達成できるよう，障害者支援施設等での就労移行支援を促進し，サービスを充実していきます。

##### 就労移行支援の各年度見込量

単位：人日/月

サービスの概要	就労を希望する障害者に対し，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	616 （約30人分）	1,452 （約65人分）	1,848 （約85人分）	2,420 （約110人分）

#### 第4章 介護給付・訓練等給付の実施に関する考え方及びサービス見込量

##### 就労継続支援（A型）

- ・ 一般就労の困難な障害者に対し，福祉的就労の場を提供するためにサービスを充実していきます。

##### 就労継続支援（A型）の各年度見込量

単位：人日/月

サービスの概要	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき，雇用契約を結んだうえで，就労の機会を提供するとともに，生産活動等を通じて，知識及び能力の向上のための訓練を提供する。			
年 度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	44 (2人分)	66 (3人分)	220 (約10人分)	902 (約40人分)

##### 就労継続支援（B型）

- ・ 一般就労の困難な障害者に対し，福祉的就労の場を提供するために必要なサービスを充実していきます。

##### 就労継続支援（B型）の各年度見込量

単位：人日/月

サービスの概要	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき，就労の機会を提供するとともに，生産活動等を通じて，知識及び能力の向上のための訓練を提供する。(雇用契約無し)			
年 度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	374 (約15人分)	880 (約40人分)	1,716 (約75人分)	4,752 (約215人分)

#### 第4章 介護給付・訓練等給付の実施に関する考え方及びサービス見込量

##### 療養介護

- ・ 進行性筋萎縮症者など，医学的管理下での福祉サービスの利用が必要な障害者が安心して利用できるよう，必要なサービス量を確保していきます。

##### 療養介護の各年度見込量

単位：人/月

サービスの概要	医療を要する障害者であって常時介護を要する者に対し，病院等で行われる機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理のもとでの介護や日常生活の世話を提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	3	3	3	3

##### 児童デイサービス

- ・ 療育が必要な障害児は今後も増えることが見込まれることから，サービスを充実していきます。

##### 児童デイサービスの各年度見込量

単位：人日/月

サービスの概要	障害児に対し，通所により日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練等を提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	33 (約15人分)	37 (約15人分)	51 (約20人分)	58 (約25人分)

#### 第4章 介護給付・訓練等給付の実施に関する考え方及びサービス見込量

##### 短期入所

- ・ 在宅での生活を送る介護が必要な障害者は今後も増える見込まれることから、サービスを充実していきます。

##### 短期入所の各年度見込量

単位：人日/月

サービスの概要	居宅における介護者の疾病等の理由により、介護等が必要な障害者を障害者支援施設に短期間入所させ、必要な介護を提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	611	743	889	1,359

### (3) 居住系サービス

居住系サービスの見込量にあたっては、従来の施設入所者やグループホーム、福祉ホーム等の利用者から、国が示した新体系サービスの推計手法に基づき算出しています。

##### 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

- ・ グループホーム等の利用を希望する知的障害者や精神障害者は、今後も増える見込まれることから、サービスを充実していきます。
- ・ 施設入所から地域生活に移行する者のうち、グループホーム等への入居を希望する障害者が安心して入居できるよう、必要なサービス量を適切に確保していきます。

##### 共同生活援助等の各年度見込量

単位：人/月

サービスの概要	共同生活援助（グループホーム）			
	共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助を提供する。			
サービスの概要	共同生活介護（ケアホーム）			
	共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事の介護などを提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	148	159	182	261

#### 第4章 介護給付・訓練等給付の実施に関する考え方及びサービス見込量

##### 施設入所支援

- ・ 入所の長期化に伴う利用実態の乖離を解消し，地域移行を進めながら必要な方が利用できるよう，サービスの適切な確保に努めます。
- ・ なお，新規入所者数よりも地域移行の数が上回る見込みであることから，入所サービス利用者は将来的に減少していくと見込まれます。

##### 施設入所支援の各年度見込量

単位：人/月

サービスの概要	障害者支援施設に入所している障害者に対し，夜間において，入浴，排せつ，食事の介護等を提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	436	443	444	409

##### (4) 相談支援

- ・ 在宅での福祉サービス利用者は今後も増えることが見込まれることから，相談支援の利用希望の増加に対応できるよう，必要なサービス量を適切に確保していきます。

##### 相談支援の各年度見込量

単位：人/月

サービスの概要	自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等で計画的な支援が必要な者に対し，サービス利用計画の作成等の便宜を提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	29	35	43	71

サービス利用計画の作成見込人数

第5章 地域生活支援事業の実施に関する考え方とサービス見込量

1 市町村地域生活支援事業のサービス見込量

市町村地域生活支援事業のうち、個別給付のサービスについては、過去の利用実績及び利用の伸びを元に見込量を算出しています。

	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
(1)相談支援								
相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	7	-	8	-	8	-	8	-
イ 地域自立支援協議会	0	-	1	-	1	-	1	-
市町村相談支援機能強化事業	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅入居等支援事業	0	-	0	-	1	-	1	-
成年後見制度利用支援事業	0	-	1	-	1	-	1	-
(2)コミュニケーション支援事業	-	70	-	74	-	80	-	98
(3)日常生活用具給付等事業								
介護・訓練支援用具		3件		3件		3件		3件
自立生活支援用具		10件		10件		10件		11件
在宅療養等支援用具		5件		5件		5件		5件
情報・意思疎通支援用具		13件		13件		13件		14件
排泄管理支援用具		53件		54件		56件		59件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		1件		1件		1件		1件
(4)移動支援事業		29ヶ所		31ヶ所		33ヶ所		39ヶ所
		3,036時間/月		3,841時間/月		4,505時間/月		6,497時間/月
(5)地域活動支援センター								
基礎的事業		19ヶ所		19ヶ所		19ヶ所		11ヶ所
機能強化事業		17ヶ所		17ヶ所		17ヶ所		11ヶ所
(6)福祉ホーム事業		3ヶ所		3ヶ所		3ヶ所		3ヶ所
(7)訪問入浴サービス事業		21人/月		21人/月		21人/月		21人/月
(8)日中一時支援事業								
日中支援型		80人/月		85人/月		89人/月		103人/月
放課後支援型		52人/月		87人/月		114人/月		114人/月

2 市町村地域生活支援事業（必須事業）の各事業の実施に関する考え方

(1) 相談支援事業

障害児・者やその介護者などからの相談に応じて適切に各種の社会資源・サービスの利用に結び付けるとともに、地域で安心して普通に暮らすことを支えられるよう、宇都宮市ではこれまで「市町村障害者地域生活支援事業」「障害児地域療育等支援事業」「知的障害者生活支援事業」をまとめて行う「宇都宮市地域生活支援センター」を市内に4ヶ所設置し、障害者等からのさまざまな相談に応じてきたところです。

また、18年10月からは精神障害者を対象とした相談支援事業（旧・精神障害者地域生活支援センター）を2ヶ所設置したことにより、三障害それぞれに相談ができる場を提供することが可能となりました。

今後は、相談ニーズを見極めながら、三障害全てに対応した相談支援のあり方を検討していきます。

市が行う相談支援事業の各年度の実施見込量

単位：ヶ所

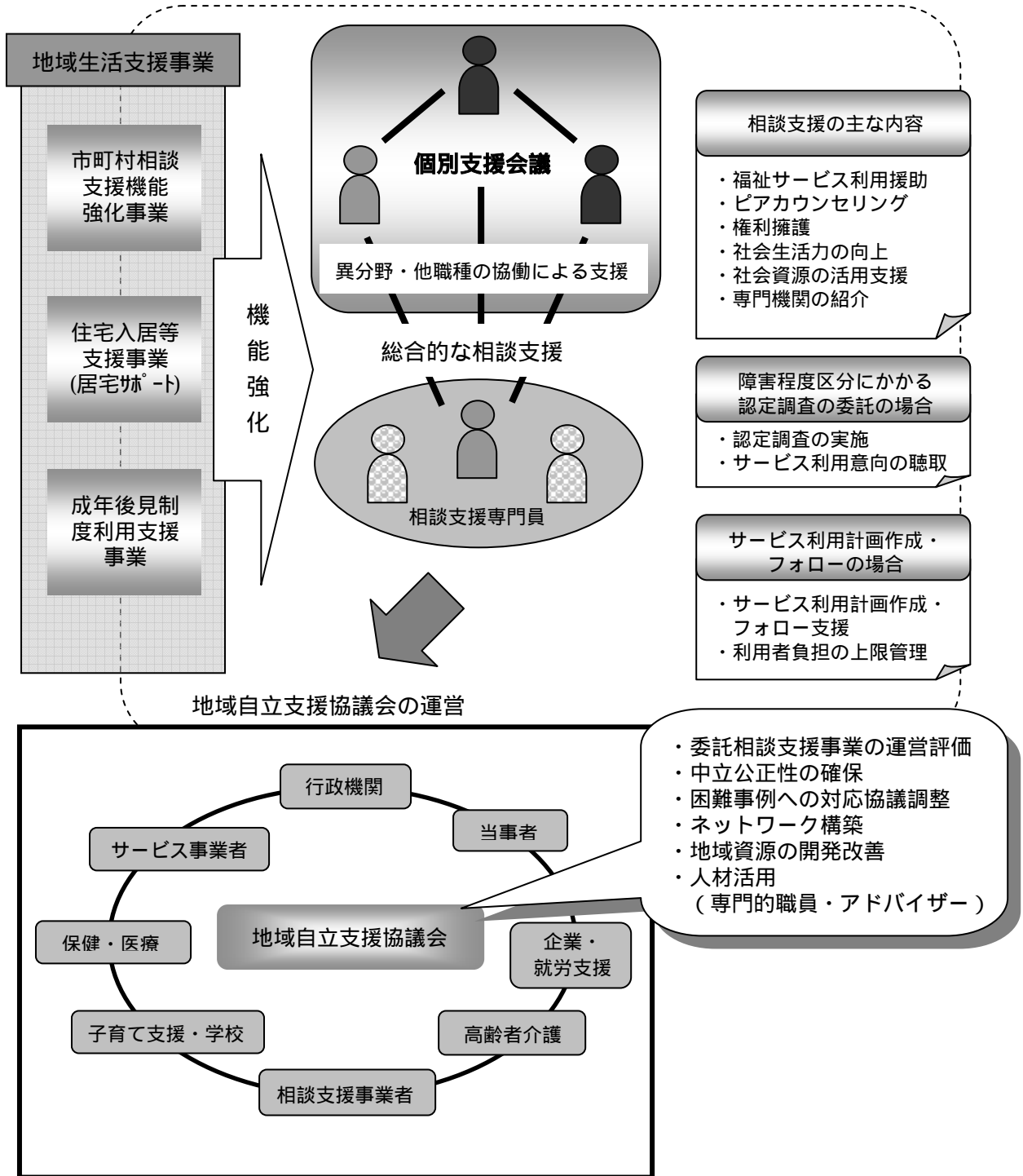
サービスの概要	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	7	8	8	8

相談支援事業者に対して委託して実施する委託相談支援事業・直営による相談支援事業の実施見込み個所数

市町村相談支援機能強化事業

相談支援の充実強化を図るため、相談支援のあり方の検討と合わせて資格等を有した専門的職員の配置の必要性を検討していきます。

障害者相談支援事業のイメージ



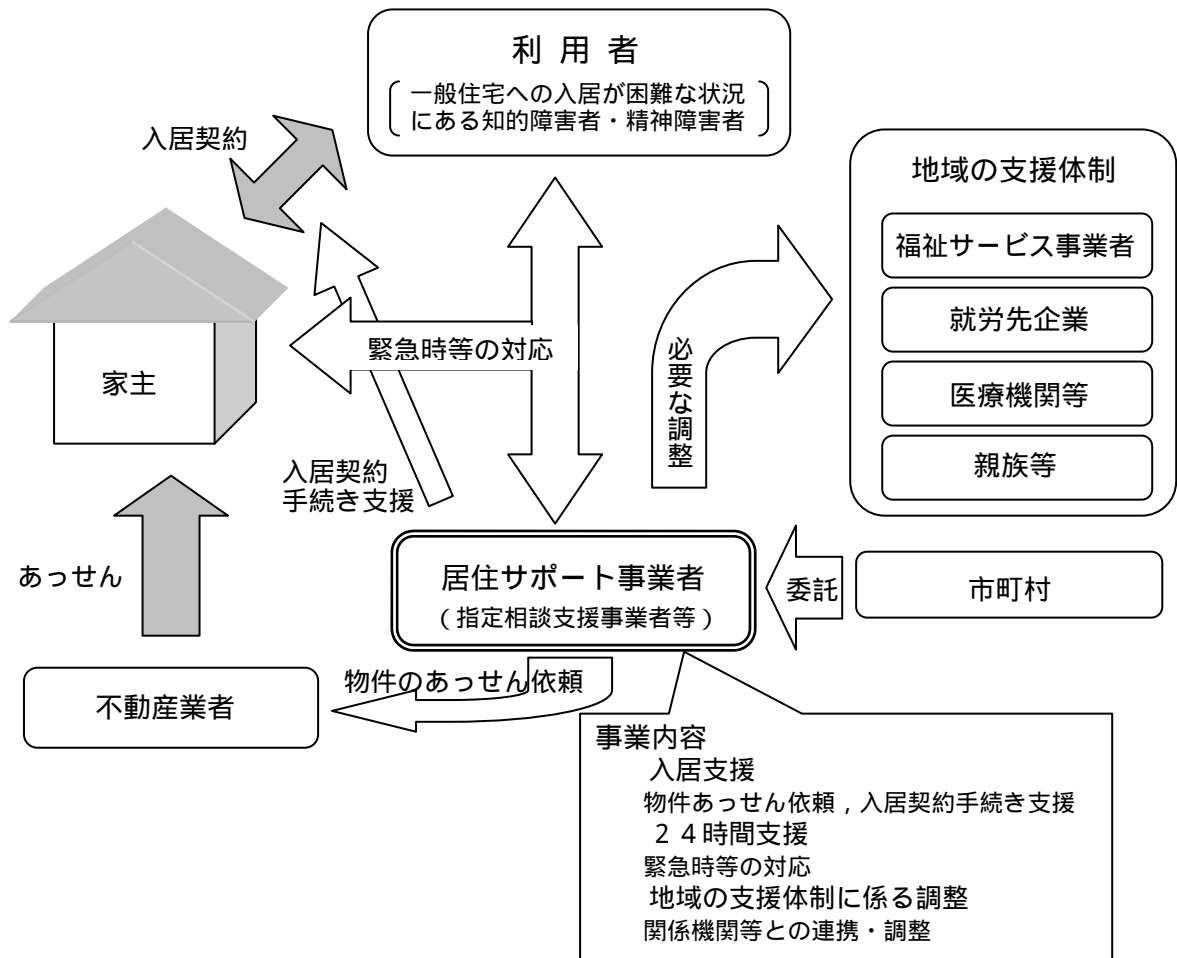
住宅入居等支援（居住サポート）事業

- ・ 障害者が地域で自立しながら安心した生活を送れるよう、また入所施設や病院等からの地域移行を円滑に進められるよう、住宅入居時の支援を充実する必要があることから、本市の相談支援のあり方を検討と併せ、住宅入居に関する支援の方策を検討していきます。

単位：ヶ所

サービスの概要	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	-	-	1	1

住宅入居等支援事業のイメージ



## 第5章 地域生活支援事業の実施に関する考え方とサービス見込量

### 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の活用については、特に判断能力に不安のある知的障害者や精神障害者の権利擁護にとって必要な支援の一つと考えられることから、相談支援のあり方の検討と合わせて、今後、成年後見制度の利用に関する支援策を検討していきます。

単位：ヶ所

サービスの概要	成年後見制度の市長申立てを行った際に、申立費用の全部又は一部に対する助成等を行う。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	-	-	1	1

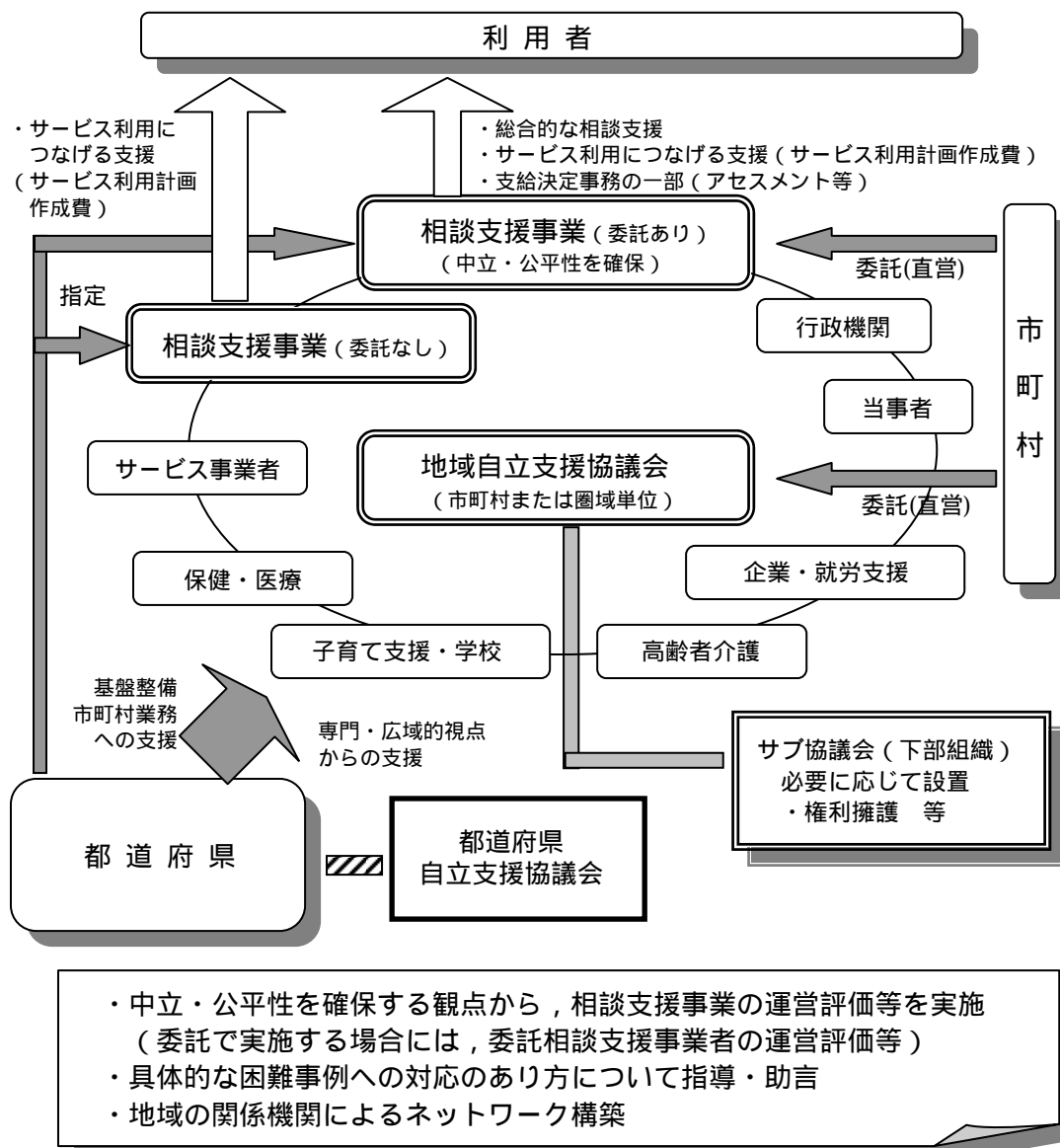
### 地域自立支援協議会

市が実施する相談支援事業（以下「委託相談支援事業」）の中立性を確保し、公正な運営が確保できるよう、市や相談支援事業者などで構成する地域自立支援協議会を設置します。

単位：ヶ所

サービスの概要	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす市が設置する定期的な協議の場			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	-	1	1	1

### 地域自立支援協議会の設置の例



(2) コミュニケーション支援事業

聴覚，言語機能その他の障害のため，意思疎通を図ることに支障がある障害者等に，手話通訳等の方法により障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い，意思疎通の円滑化を図り社会参加を今後も支援できるよう，サービスを充実していきます。

単位：人/月

サービスの概要	手話通訳者(手話通訳士,手話奉仕員含む),要約筆記者の派遣事業や,手話通訳者を設置するなど,意思疎通を仲介する事業を行う。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	70	74	80	98

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の利用見込み件数

第5章 地域生活支援事業の実施に関する考え方とサービス見込量

(3) 日常生活用具給付等事業

障害者の日常生活等の質の向上を図り，自立した生活を支援するため，日常生活用具の給付・貸与を推進していきます。

介護・訓練支援用具

単位：件/月

サービスの概要	・特殊寝台，特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具 ・障害児が訓練に用いるいす等のうち，障害者等及び介助者が容易に使用することができる用具			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	3	3	3	3

自立生活支援用具

単位：件/月

サービスの概要	入浴補助用具，聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴，食事，移動等の自立生活を支援する用具			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	10	10	10	11

在宅療養等支援用具

単位：件/月

サービスの概要	電気式たん吸引器，盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	5	5	5	5

情報・意思疎通支援用具

単位：件/月

サービスの概要	点字器，人工喉頭その他の障害者等の情報収集，情報伝達，意思疎通等を支援する用具			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	13	13	13	14

## 第5章 地域生活支援事業の実施に関する考え方とサービス見込量

### 排泄管理支援用具

単位：件/月

サービスの概要	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	53	54	56	59

### 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

単位：件/月

サービスの概要	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	1	1	1	1

### （4）移動支援事業

介護給付においても行動援護など移動を支援するためのサービスはありますが、対象となる障害程度区分や用途が限定されており、移動支援については、これら介護給付で対応しきれない障害者の移動ニーズをカバーするものとして、今後とも事業を推進していきます。

### 移動支援の各年度見込量

単位：ヶ所（上段）・時間/月（下段）

サービスの概要	屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	29	31	33	39
	3,036 （約200人分）	3,841 （約255人分）	4,505 （約300人分）	6,497 （約430人分）

(5) 地域活動支援センター事業

- ・ 介護給付や訓練等給付以外の福祉ニーズにも柔軟に対応できる施設として、一定の地域活動支援センターを確保していきます。
- ・ これまで障害者の日中活動を長い間支えてきた法定外の小規模作業所等で当該地域活動支援センターに移行した施設について、今後、就労継続支援や生活介護などの障害福祉サービスを提供する施設への移行を積極的に支援していきます。

単位：ヶ所

サービスの概要	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量 (基礎事業)	19	19	19	11
見込量 (強化事業)	17	17	17	11

3 市町村地域生活支援事業（任意事業）の実施に関する考え方

(1) 福祉ホーム事業

身体上や精神上的の障害のために家庭において日常生活を営むのに支障のある障害者等に対し、日常生活に適する居室などの設備を持ち、必要な便宜を提供する福祉ホームを確保していきます。

単位：ヶ所

サービスの概要	障害者に対し、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	3	3	3	3

(2) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活支援策の一つとして、施設通所による入浴や自宅での入浴が困難な障害者の身体の清潔を保持し、心身機能の維持等を図るため、訪問入浴サービスを今後とも実施していきます。

単位：人/月

サービスの概要	障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護及び移動浴槽車の派遣による入浴を提供する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量	21	21	21	21

(3) 知的障害者職親委託事業

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者職親委託事業を実施します。

(4) 生活支援事業

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的として、精神障害者及びその家族等の団体が行うボランティア活動に対する支援を行うなど、生活支援事業を実施していきます。

(5) 日中一時支援事業

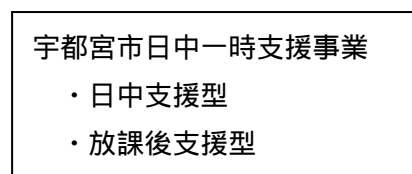
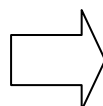
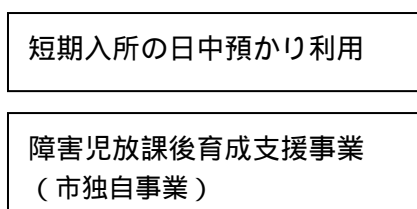
障害者等の家族の休息の確保等を目的として、今後も日中一時支援事業を推進していきます。

また、従来から市単独事業として実施してきた、特別支援学校等における障害児育成支援事業についても、日中一時支援事業の一形態として同事業に統合したうえで、今後ともサービスを充実していきます。

単位：人/月

サービスの概要	(日中支援型) 障害者施設において、障害者等に対して一時的な活動の場を提供するとともに、家族の一時的な休息等を確保する。			
	(放課後支援型) 障害者施設や特別支援学校等において、特別支援学校等に就学している障害児に対して一時的な活動の場を提供するとともに、家族の一時的な休息等を確保する。			
年度	平成18年度見込	平成19年度見込	平成20年度見込	平成23年度見込
見込量 (日中支援型)	80	85	89	103
見込量 (放課後支援型)	52	87	114	114

本市の日中一時支援事業



(6) 社会参加促進事業

障害者等の社会参加を促進するため、以下の事業を行います。

ふれあいスポーツ大会の開催

障害者がスポーツを通して体力の維持増強を図り、交流を深めるとともに積極的な社会参加の促進を図るため「うつのみやふれあいスポーツ大会」を開催します。

ふれあい文化祭の開催

障害者の文化的な発表の場を設けることにより、障害者の社会参加を促進し、市民の間に広く障害者の文化活動や福祉についての理解を深めるため「うつのみやふれあい文化祭」を開催します。

点字広報・声の広報の発行

視覚・聴覚障害者が、自立した生活を送るために必要となる情報を入力できるように、点字広報・声の広報の発行を通じて情報提供を充実していきます。

奉仕員養成研修の実施

障害者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援するため、視覚障害者や聴覚障害者などの情報取得の能力的制限を補う手段を取得した奉仕員の養成を実施します。

サービスの概要	要約筆記奉仕員，音訳奉仕員，点訳奉仕員，手話奉仕員の養成講座の実施
---------	-----------------------------------

自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障害者の日常生活や社会生活の範囲を拡大し、社会参加や就労等を支援するため、自動車運転免許の取得や身体障害者向けの改造費用に対する助成を行います。

サービスの概要	・身体障害者向けに自動車を改造する場合の費用の一部助成 ・身体障害者が自動車運転免許を取得する際の費用の一部助成
---------	---

## 第6章 サービス見込量の確保策

### (1) 全体的な取組み

地域移行等を進めるとともに、障害福祉サービスの見込量を適切に確保していくためには、障害者等の理解や事業者の確保が重要であることから次のような取組みを行います。

- ・ 本計画内容の周知・啓発

### (2) 障害者の就労の促進

就労支援サービスを充実し、見込量を確保するため、県が設置する障害者生活・就労センターや国の労働局（ハローワーク）等とも連携したうえで、障害者の就労を振興するために必要な市としての支援策を実施・拡充します。

- ・ 就労相談員の設置
- ・ 授産品の販売事業に対する支援
- ・ B D F 事業（廃食用油の再資源化事業）の一部授産事業化の実施

### (3) 居住系サービス（グループホーム、ケアホーム）の充実

地域移行を進めるにあたっては居住の場の充実が重要となることから、地域での障害者の暮らしの基盤を整備するため、グループホームやケアホームを整備する社会福祉法人等への支援を充実していきます。

- ・ グループホーム、ケアホーム整備補助の拡充（ただし県の障害者自立支援特別対策事業の補助対象品目は除く）

### (4) 地域生活支援事業

#### 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、介護給付や訓練等給付と同様に、報酬の日額化を行うことから、法人等が安心して同事業を運営できるような支援策を導入し、同事業の確保に努めます。

- ・ 地域活動支援センター事業報酬に対する激変緩和措置の導入

#### 日中一時支援事業（放課後支援型）

日中一時支援事業（放課後支援型）については利用のニーズが高いことから、サービスを充実していくため、日中一時支援事業を提供できる特別支援学校や障害者施設等の確保に努めます。

- ・ 特別支援学校など日中一時支援事業（放課後支援型）の実施場所の拡充

## 第7章 計画の推進に向けて

本計画の理念でもある地域移行の推進や障害者の就労を支援し、計画的な施策の推進により障害者のニーズへの対応が着実に図れるよう、次のとおり推進体制を整えます。

### (1) 計画の公表

計画の推進にあたって市民や企業の理解と協力が得られるよう、ホームページへの掲載をはじめ、あらゆる機会を通じて計画の周知を図ります。

### (2) 自立支援協議会の設置

障害者の自己選択・自己決定を尊重し、障害者の権利擁護の推進や生活支援を充実していくため、行政と関係機関、相談支援事業者等で構成する地域自立支援協議会を設置し、相談支援の質の向上等に努めます。

### (3) 地域資源・関係機関との連携

障害者の地域への移行や地域での安心した生活を支援するためには、地域住民（市民や企業）の理解や協力が必要不可欠です。このため、地域住民の理解や協力を得られるよう、地域資源（障害者福祉に関するボランティアや障害者福祉に関心のある企業等）や関係機関（他の行政機関、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等）との連携を強化していきます。

### (4) 計画の進行管理と検証

宇都宮市社会福祉審議会において計画の進捗状況を検証・評価したうえで、今期の計画の評価をもとに、必要な市の対策を次期計画に反映していきます。

### (5) 関係部局との連携

障害者の自立を総合的に支援していくため、行政分野を横断する包括的な取り組みができるよう、庁内の関係部局と連携を図ります。

# 《 資 料 編 》

## 障害者自立支援法とは

### 1 障害者自立支援法の理念と概要

障害福祉サービスについては、福祉構造改革の流れを受けて、平成 15 年度に支援費制度が導入され、これまでの措置制度から契約制度への移行が図られました。

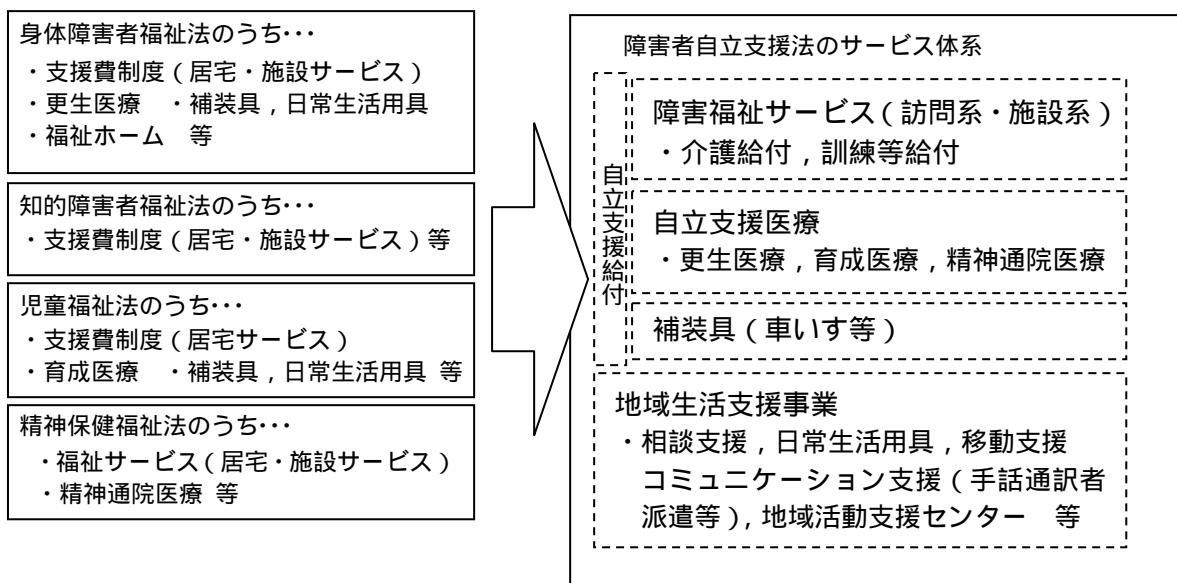
しかし、支援費制度の導入度も依然として以下のような問題がありました。

- 全国的なサービス水準の格差の存在
- 支援費制度の対象外となっていた精神障害者への対応の必要性
- 福祉サービス利用者の急増と、それに伴う財源的な負担・不安の拡大  
(国の費用負担は予算の範囲内での補助)
- 施設入所者の入所期間の長期化に伴う利用実態と本来の施設機能との乖離(長期入院中の精神障害者にも同様の課題)
- 障害者の就労支援の強化の必要性

これらの問題を解決するため、障害者自立支援法では次のような考え方に基づき事業や制度が整備されています。

### 3 障害(身体・知的・精神)の制度の統一

障害の種別にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編しました。



## 障害者自立支援法とは

### 実施主体の市町村への一元化

これまで都道府県が提供してきた精神障害者に対するサービスなども含め、住民に身近な市町村が一元的にサービスを提供することとなりました。

### 制度を持続させるための財源の安定化とサービスの計画的な充実

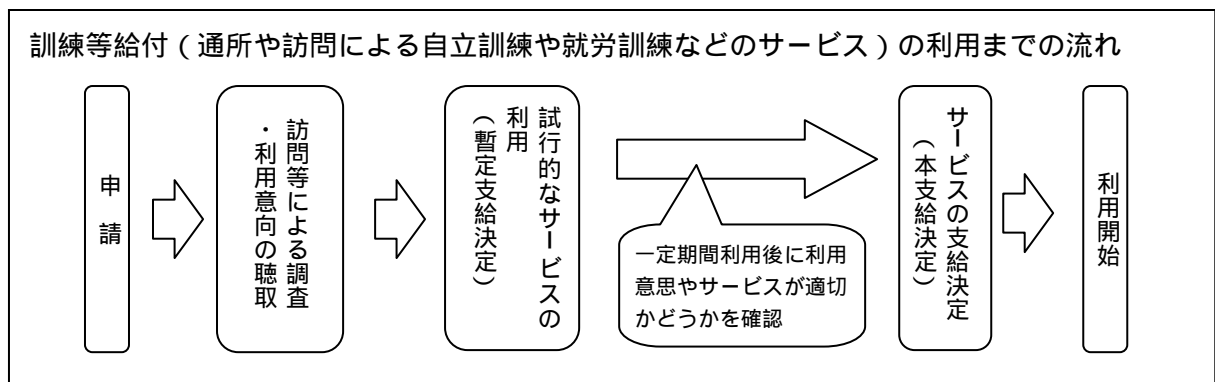
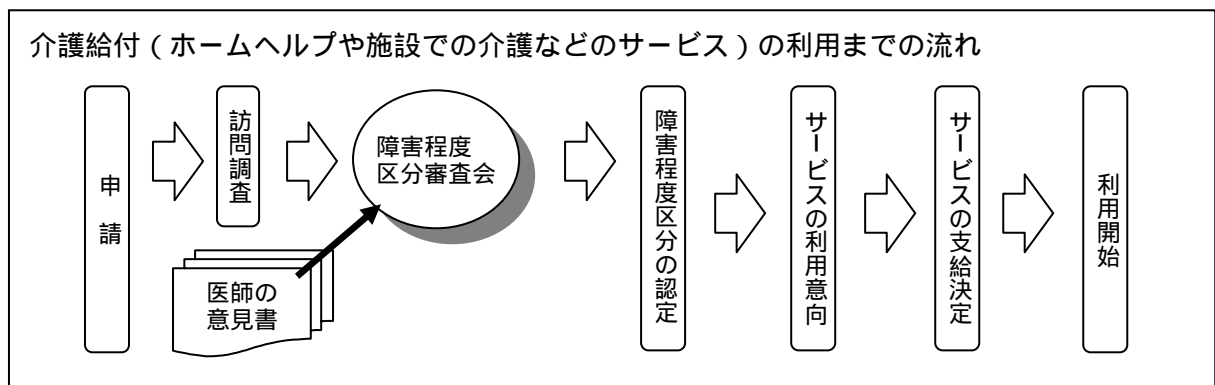
サービスを利用する人々も制度を支える主体として利用と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保するとともに、必要なサービスを計画的（＝この計画が相当します）に充実させていきます。

### 就労支援の抜本的強化

福祉政策と雇用政策が連携し、障害者の就労を抜本的に強化していきます。

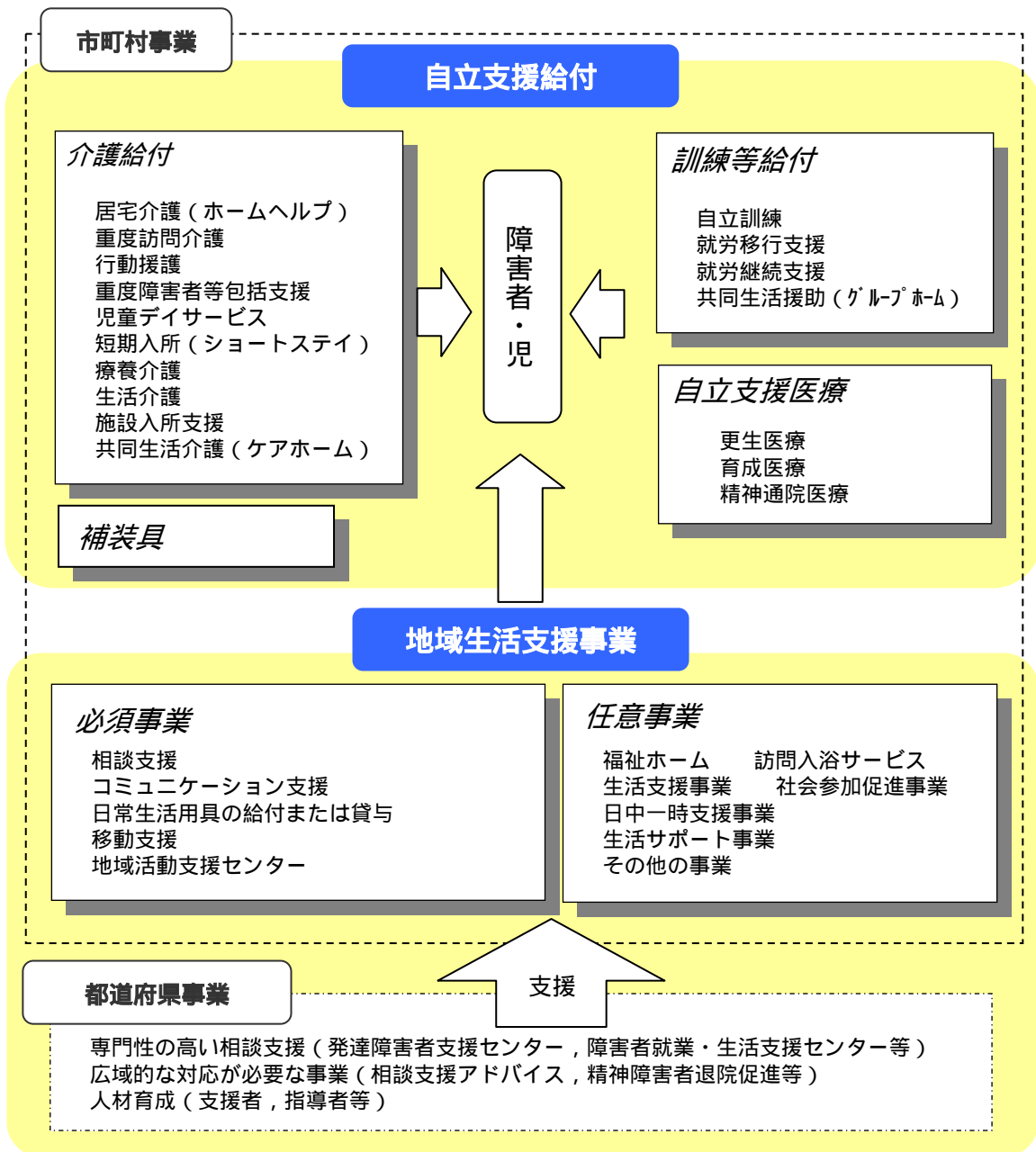
### 支給決定の仕組みの透明化，明確化

障害の種別や利用するサービスにかかわらず、サービスの必要性を客観的に判断する障害程度区分を導入し、障害者の保健や福祉の学識経験者で構成する審査会で判定することで、支給決定の仕組みを透明化していきます。

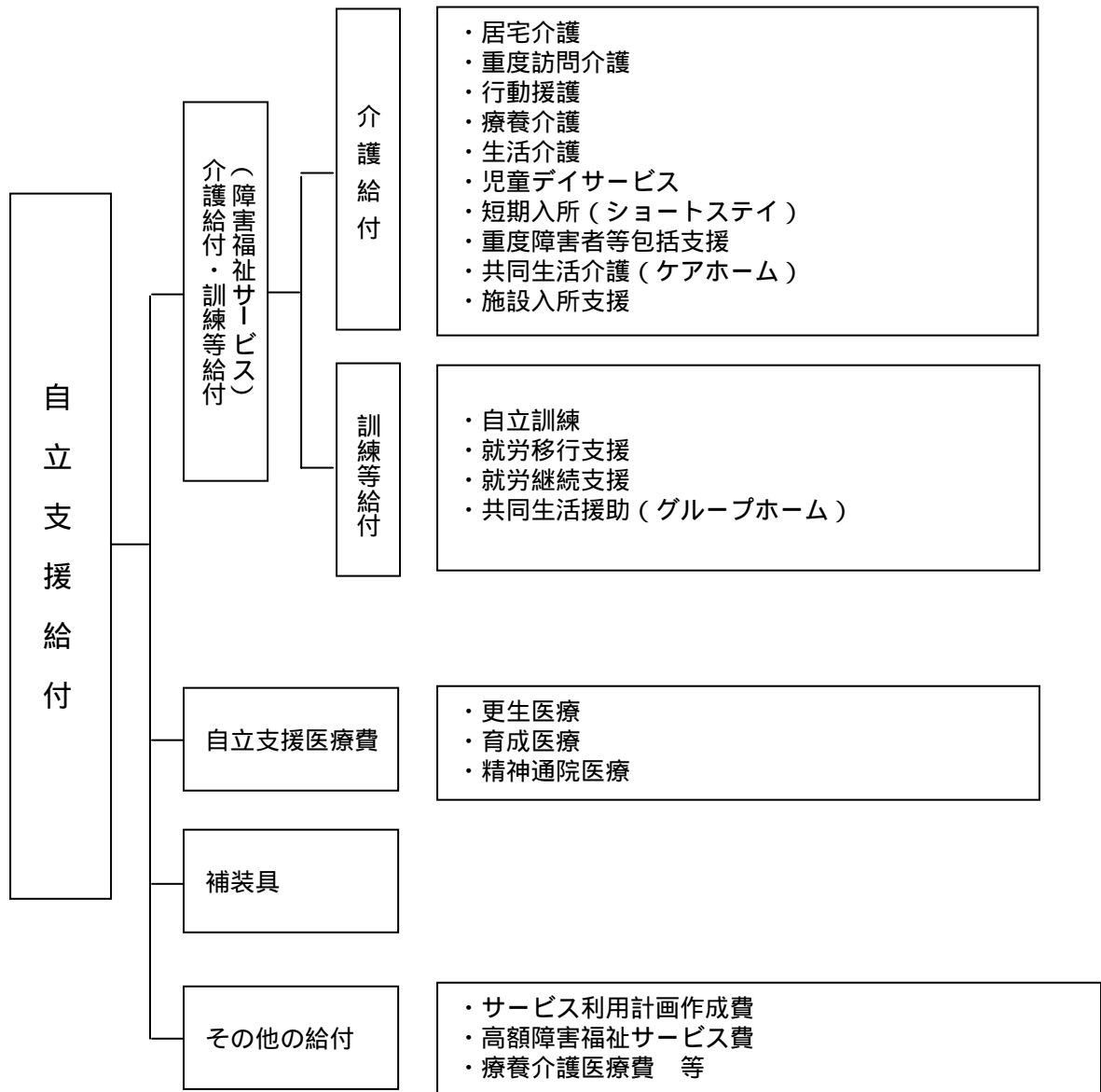


2 障害者自立支援法の事業体系

- ・ 障害者自立支援法においては、全国共通の自立支援給付と地域特性や障害者の状況に応じて柔軟に設定できる地域生活支援事業に分けられています。
- ・ 自立支援給付には障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）と自立支援医療、補装具があります。
- ・ 地域生活支援事業は市町村の行う事業と都道府県の行う事業があります。



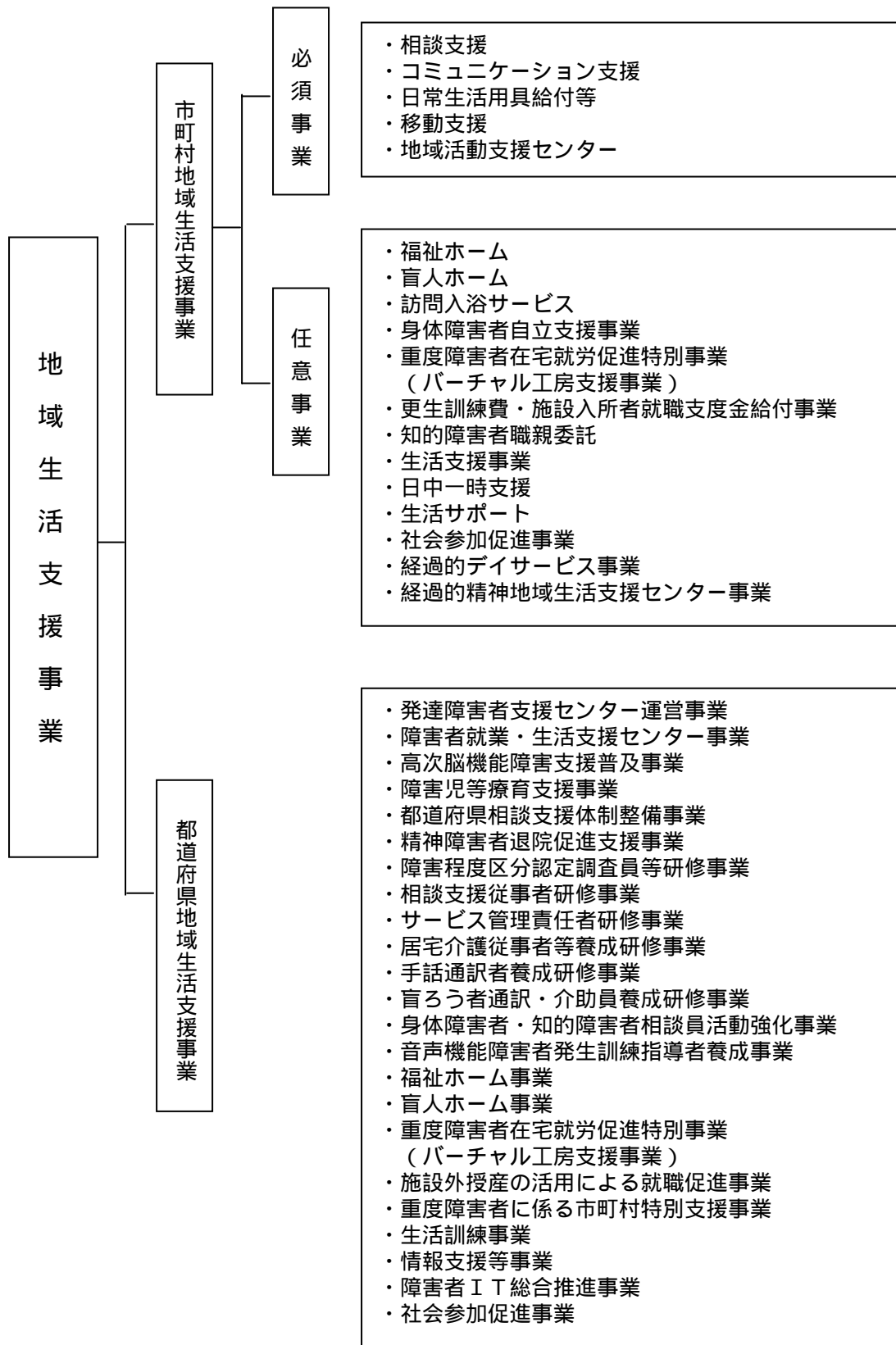
(1) 自立支援給付の体系とサービス内容



障害者自立支援法とは

		サービスの種類	内容等
自立支援給付	介護給付	居宅介護	障害者等の居宅にヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、選択、掃除などの家事援助などを行うサービス
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者などの居宅に訪問し、入浴、排せつなどの介護や、外出中の介護を総合的に提供するサービス
		行動援護	知的障害や精神障害により行動上の問題を有する障害者等に対し、危険回避のための援護や移動中の介護、排せつ、食事などの介護などを提供するサービス
		療養介護	進行性筋萎縮症者などの障害者等で医療機関に入院している者に対し、機能訓練や医学的管理のもとでの介護、日常生活の世話などを提供するサービス
		生活介護	障害者支援施設（旧療護施設等）で、身体の介護や創作的活動、生産活動などを提供するサービス
		児童デイサービス	通所により必要な療育（基本的な動作指導、集団生活への適応訓練など）を提供するサービス
		短期入所（ショートステイ）	介護者の疾病などの理由で障害者等の介護ができない場合に、障害者支援施設などに短期間入所し必要な介護を提供するサービス
		重度障害者等包括支援	重度の全身性障害者などの障害者等に、居宅介護、行動援護、通所サービス、短期入所などを包括的に提供するサービス
		共同生活介護（ケアホーム）	常時介護を有する障害者に対し、共同生活を営む住宅で、入浴、排せつ、食事の介護を提供する。ケア付きグループホーム
		施設入所支援	施設入所している障害者に、夜間における入浴等の介護を提供するサービス。従来の施設入所サービスから夜間部分が独立したもの。訓練等給付でも利用できるが、単独利用不可。
	訓練等給付	自立訓練	有期限で通所・訪問による訓練を行うサービス。身体障害者向けの機能訓練（標準利用期間18ヶ月）と知的・精神障害者向けの生活訓練（同24ヶ月）がある。
		就労移行支援	有期限で一般就労に向けた訓練（標準利用期間24ヶ月）を行う。65歳未満の障害者が対象。基礎的な訓練から、職場見学、トライアル雇用まで一貫して提供する。
		就労継続支援	一般就労が困難な者に対して、福祉的就労の機会を提供する。雇用契約を結ぶ「A型」と雇用契約の無い「B型」がある。
		共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居に世話人をおき、入居者に対して必要な世話を行う。知的・精神障害者が利用できる。
	自立支援医療	更生医療	身体障害者が受けた、障害の除去等を目的とした医療の自己負担額に対する助成
		育成医療	身体障害児が受けた、障害の除去等を目的とした医療の自己負担額に対する助成
		精神通院医療	特定の精神疾患の治療を受けた場合の医療の自己負担額に対する助成
	補装具		車椅子などの補装具の購入・修理に要する費用の給付

(2) 地域生活支援事業の体系とサービス内容



障害者自立支援法とは

		サービスの種類	内容等
市町村地域生活支援事業	必須事業	相談支援	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助の提供
		コミュニケーション支援	聴覚・言語障害等、意思疎通に支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣するサービス
		日常生活用具給付等	障害者に対し、日常生活用具等の給付及び貸与を行うサービス
		移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対する、外出のための支援を提供するサービス
		地域活動支援センター	障害者等に対し、通所により創作的活動や生産活動の提供、交流等の促進や入浴などを提供するサービス。
	任意事業	福祉ホーム	住居を求めている障害者に対し低額な料金で住居を提供し、併せて日常生活に必要な便宜を提供するサービス
		盲人ホーム	あんま鍼灸師の資格を持つ視覚障害者に対する必要な技術指導を行う施設の設置
		訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供するサービス
		身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者に対し、ケアグループによる介助サービスを提供するサービス
		重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）	在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うサービス
		更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	更生訓練費：就労移行支援等を利用している障害者で利用者負担の生じない者に対する更生訓練費の支給 施設入所者就職支度金：就職又は自営により施設を退所することとなった障害者に対する支度金の給付
		知的障害者職親委託	職親として登録した者に知的障害者を一定期間預け、生活指導及び技能習得等を行う。
		生活支援事業	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援を提供する。
		日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休息を確保するためのサービス
		生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者に対し、ホームヘルパーによる生活支援・家事援助を提供するサービス
		社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行い、障害者の社会参加を促進する。
		経過的デイサービス事業	地域活動支援センター等への移行が困難なデイサービス事業者に対する経過的措置（18年度のみ）
		経過的精神地域生活支援センター事業	地域活動支援センター等への移行が困難な精神地域生活支援センターに対する経過的措置（18年度のみ）

## 策定体制

### (1) 庁内策定体制

#### 宇都宮市障害福祉計画策定委員会設置要綱

##### (趣旨)

第1条 障害者自立支援法第88条第1項に基づく障害福祉計画(以下「計画」)を策定するため、宇都宮市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること

##### (組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長には保健福祉部次長を、副委員長には保健福祉部次長(保健衛生担当)をもって充てる。
  - 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
  - 4 委員長は委員会を総理する。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
  - 6 委員長は、必要に応じ、別表1に掲げる者以外の者を臨時委員に充てることができる。

##### (会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 別表1に掲げる者のうち、下線の付されている者については、審議内容に応じて出席を求めるものとする。
  - 3 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

##### (策定作業部会)

- 第5条 第2条に規定する所掌事務についての調査研究及び連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。
- 2 策定作業部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
  - 3 部会長には障害福祉課長補佐を、副部会長には保健所保健予防課長補佐をもって充てる。
  - 4 部会員は別表2に掲げる課・室の職員のうち、当該課・室長が指名する者をもって組織する。
  - 5 部会長及び副部会長の職務、並びに作業部会の会議については、第3条第4項、第5項、第4条第1項及び第3項を準用する。
  - 6 別表2に掲げる課・室長が指名する者のうち、下線の付されている課・室長が指名する者の招集については、第4条第2項を準用する。

##### (庶務)

第6条 委員会及び作業部会に関する庶務は、障害福祉課において処理する。

##### (補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

この要領は、平成18年7月5日から施行する。

##### 別表1(第3条関係)

財政課長、政策審議室長、保健福祉総務課長、高齢福祉課長、障害福祉課長、児童福祉課長、保健所保健予防課長、商工振興課長、教育センター長

##### 別表2(第5条関係)

政策審議室、保健福祉総務課、高齢福祉課、児童福祉課、商工振興課、教育センター

## 策定体制

---

### (2) 社会福祉審議会

#### 開催経過

##### 全体会

回	開催日	協議内容
第1回	平成18年 8月21日	・(仮称)第1期宇都宮市障害福祉サービス計画の策定について(報告)

##### 障害者福祉専門分科会

回	開催日	協議内容
第1回	平成18年 8月 9日	・計画の策定について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成19年 1月24日	・地域移行等に関する目標値について ・介護給付等の実施及びサービス見込量について ・地域生活支援事業の実施及びサービス見込量について
第3回	平成19年 2月15日	・サービス見込量の確保策について ・計画の素案について
第4回	平成19年 3月22日	・提言書(案)について

策定体制

委員名簿

市社会福祉審議会名簿

(平成18年8月21日現在)

	団体名称等	役職等	氏名
1	宇都宮市議会議員		杵淵 広
2	宇都宮市議会議員		福田 久美子
3	宇都宮市議会議員		大竹 清作
4	宇都宮市議会議員		工藤 正志
5	宇都宮市母子寡婦福祉連合会	会長	安納 ミヤ子
6	栃木県老人福祉施設協議会	理事	岩崎 正日登
7	宇都宮市民間保育園園長会	副会長	直井 克仁
8	栃木県知的障害者育成会宇都宮支部	支部長	加藤 佳子
9	宇都宮地区精神障害者援護会	理事	亀山 武昭
10	栃木県中央児童相談所	所長	齋藤 誠一
11	宇都宮市民生委員児童委員協議会	理事	笹野 美江子
12	宇都宮市老人クラブ連合会	会長	佐藤 六夫
13	宇都宮介護者の会		三條 安子
14	宇都宮市民生委員児童委員協議会	会長	瀬尾 充男
15	精神障害者社会復帰施設連絡協議会		関口 吉弘
16	宇都宮市居宅介護事業者連絡協議会	会長	高橋 秀春
17	宇都宮地区懇談会		直井 修一
18	栃木県在宅介護支援センター協議会	会長	浜野 修
19	宇都宮市社会福祉協議会	会長	藤井 清
20	宇都宮市障害者福祉会連合会	会長	麦倉 仁巳
21	ハートフィールド	施設長	山村 達夫
22	宇都宮大学教育学部	教授	池本 喜代正
23	宇都宮地区幼稚園連合会	会長	石嶋 勇
24	宇都宮市子どもの家連合会	会長	今井 恭男
25	宇都宮市小学校長会	厚生部長	内田 貞子
26	獨協医科大学	名誉教授	大森 健一
27	宇都宮市医師会	副会長	大和田 恒夫
28	宇都宮市青少年育成市民会議	会長	鎌倉 三郎
29	(株)下野新聞社	総務局長	蕪木 信一
30	栃木県看護協会	会長	鯉淵 タツノ
31	宇都宮市歯科医師会	会長	小林 豊
32	宇都宮市歯科医師会	理事	土沢 一実
33	宇都宮市医師会	理事	佐藤 和子
34	宇都宮市女性団体連絡協議会	会長	添田 包子
35	宇都宮市医師会	理事	高橋 邦生
36	作新学院大学	教授	伊達 悦子
37	宇都宮市自治会連合会	副会長	靄 蒔 邦博
38	栃木労働局雇用均等室	室長	本間 直子
39	宇都宮ボランティア協会	会長	松本 カネ子
40	宇都宮市民生委員児童委員協議会	元理事	南 三代治
41	宇都宮保護区保護司会	副会長	森山 公子

## 障害者福祉専門分科会名簿

区分	所属団体・役職		氏名	備考
1	議	宇都宮市議会	大竹 清作	
2	学	栃木県知的障害者育成会 宇都宮支部	支部長 加藤 佳子	
3	学	宇都宮市民生委員児童委員 協議会	理 事 笹野 美江子	
4	学	精神障害者社会復帰施設連絡会	関口 吉弘	
5	福	宇都宮地区懇談会	直井 修一	
6	学	宇都宮地区精神障害者援護会	理 事 亀山 武昭	
7	学	宇都宮市障害者福祉会連合会	会 長 麦倉 仁巳	
8	学	ハートフィールド	施設長 山村 達夫	
9	学	宇都宮大学教育学部	教 授 池本 喜代正	
10	学	宇都宮市医師会	副会長 大和田 恒夫	
11	学	下野新聞社	総務局長 蕪木 信一	
12	学	宇都宮市歯科医師会	会 長 小林 豊	
13	学	宇都宮公共職業安定所	主任就職 促進指導官 遠藤 芳孝	臨時委員
14	公	市民の代表	平野 悦子	公募
15	公	市民の代表	寺内 誠	公募

## 第1期宇都宮市障害福祉サービス計画

### 提言書

平成19年3月26日

宇都宮市社会福祉審議会

## 1. 提言にあたって

当審議会障害者福祉専門分科会（以下「当分科会」）は、市が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく市町村障害福祉計画を策定するにあたり、専門的な見地から意見を提言するものである。

当分科会は、平成18年8月9日の平成18年度第1回会議以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきたところである。

障害者自立支援法は、支援費制度時代に障害の分野ごとに個別に整備されてきたサービスを統合し、支援費制度の対象外となっていた精神障害者も含めた共通の制度基盤を構築するとともに、障害者の保健や福祉の学識経験者等で構成される市町村審査会の導入など、支給決定の仕組みの公平性・透明性の向上、サービス提供主体の市町村への一元化など、障害者の福祉制度を抜本的に変更するとともに、施設入所者の地域移行の推進や精神障害者の社会的入院を解消するための各種施策の実施、一般就労を促進するための新たなサービスの導入など、障害者の自立と安心した暮らしを支援する様々な工夫が盛り込まれており、自立支援法が持つ理念については障害者の一層の自立を進めるにあたり相応しいものであると言える。

しかし、一方では、制度の持続を目的にした利用者負担への定率負担の導入に対して障害者団体等からの抗議も相次いでいるとともに、制度が大きく変わったことによる利用者や事業者への影響も指摘されているところであり、計画策定の際にもこのような障害福祉施策を取り巻く現状を十分に踏まえるとともに、今後も利用動向や事業者の経営状況、さらには福祉を担う人材の確保の状況などを注視し、計画の推進と併せて市の独自施策を検討していく必要がある。

また、施設入所者の地域移行等を着実に推進するため、市町村障害福祉計画の策定時に盛り込む数値目標の考え方が国の基本指針により示されているところであり、本市としてもこの考え方を基本とすべきではあるものの、現状から推察するに実際の地域移行等の推進には相当の困難が伴うものと考えている。

このようなことから、計画を策定するにあたっては国の基本指針を踏まえながらも、利用者の現状や本市の地域特性等を十分に考慮し、より当事者の視点に立った計画を策定することが求められる。

当分科会は、このような認識のもとに、この提言をまとめたところである。市においては、市町村障害福祉計画を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に反映させ、計画を推進するにあたり、当計画が障害者の自立をこれまで以上に支援できるよう、各種の施策や事業を総合的かつ効果的に実施していくことを期待するものである。

## 2. 計画について

### (1) 施設入所者の地域移行等の目標値について

- ・ 地域移行という理念については障害者本人の自立を支援する観点から賛同するものであるが拙速に進めるべきものではなく、身近な地域で暮らすために必要な社会資源等が充実せず、地域での暮らしを支援するための方法が不明ななかでは、「入所施設を退所しなければならない」という情報だけが一人歩きをすることで、施設入所者の不安をあおり、地域生活への移行を逆に阻害する可能性もあるため、入所者に対する情報提供を確実に実施するとともに、安心して地域生活への移行が図れる仕組みの構築や地域社会の理解と協力の促進を行政として着実に実施するなかで地域移行を進めることが必要である。
- ・ 精神障害者の社会的入院の解消を進めるにあっても、施設入所者の地域移行と同様に地域での生活を支援する仕組みの構築が大きな問題であるが、さらに、精神障害者の特性に応じた支援の出来るサービス事業者の少なさも課題と言える。自立支援法施行後は徐々に精神障害者へのサービス提供が可能な事業者も増えてきているが、事業者の不足が原因となって社会的入院の解消が阻害されることのないよう、事業者の動向を注視し、さらなる事業者確保策を検討していくことが必要である。

また、精神障害者の社会的入院の解消についても、地域での生活を支援する仕組みの構築のほか、精神障害者に対する地域の理解と協力を得

るための取組みを充実していくことが必要である。

- ・ 福祉施設からの一般就労については、「一般就労が困難だから福祉的就労に就いている」という実態をよく把握し、一般就労の促進だけでなく、福祉的就労のさらなる充実と併せ、障害者の働く場の全体的な拡充に繋がるよう、トータルな視点で必要な施策を整備していくことが必要である。

(2) 介護給付・訓練等給付の実施及びサービス見込量について

- ・ 見込んでいるサービス量を適切に確保していけるよう、市においても事業者の動向を把握したうえで計画の見込量を確保する取組みを引き続き実施することが必要である。
- ・ 重度障害者に対するサービスが個別に制度化されたことから、重度障害者の特性を十分に理解し、生活を支援できるように制度を活用することが必要である。

(3) 地域生活支援事業の実施及びサービス見込量について

- ・ 市町村地域生活支援事業については市町村の裁量により制度を柔軟に設計できることから、重度障害者や重複障害者、医療的ケアの必要な障害者など、少数であっても既存の事業では十分な生活支援が困難である障害者に対しても適切な支援が行えるような制度を目指し、計画的に確保していくことが必要である。
- ・ 相談支援については、障害者が気軽に、いつでも相談ができるよう、関係機関とも連携しながら、必要な体制の充実を図ることが必要である。
- ・ 地域活動支援センターに移行した法定外の小規模作業所のなかには、一般住宅等を賃借してサービスを提供しているために運営規模の拡大が困難な施設もあることから、地域活動支援センター等に移行した作業所の運営動向については特に慎重に見守り、必要があれば市独自の運営支

援策を実施することが必要である。

また、特に精神障害者を対象にした地域活動支援センターについては、障害の特性から利用動向の推測が困難であることから、地域活動支援センターの運営に対して特段の配慮を希望する。

- ・ 日中一時支援事業を拡充していく市の方針については賛同を示すものであるが、利用対象についての見直しなど、制度の内容についても利用者の立場やニーズを踏まえた検討を今後とも進めることが必要である。
- ・ 判断能力に不安のある障害者でも安心して地域で暮らすことのできるよう、成年後見制度利用支援事業の実施など、障害者の権利擁護施策の一層の充実に努めることが必要である。
- ・ 社会的自立を促進させるため、日常的な支援やスポーツ・文化活動への支援も積極的に行うことが必要である。

#### (4) サービス見込量の確保策について

- ・ 全体として市独自の取組みが少なく感じることから、「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指す本市に住んでいて良かったと感じるよう、今後も市として必要な施策を見極めたうえで、独自の施策を展開していくことが必要である。

#### (5) 計画の推進にあたって配慮すべき事項について

- ・ 障害者の自立を支援するためには、行政が単独で施策を展開するだけでは不十分であり、障害者の施策に関わるさまざまな主体との連携が必要不可欠である。

このような認識のもと、地域自立支援協議会の設置にあたっては、事業者や障害者団体、他の機関をメンバーに加え、関係機関の協働と連携のうえで施策を進めることが必要である。

- ・ 障害者自立支援法により、制度上は様々な障害者に対する制度が統合

されたが、その実施にあたっては各障害の特性を十分に配慮して行うことが必要である。

3. 計画に対する提言のほか、市として今後配慮すべきことについて

- ・ 第2期計画を策定するにあたっては、利用者の制度の活用や事業者の新体系への移行なども進むことから、利用者のニーズ調査やサービス供給側の実態把握などについて、より綿密な調査を実施するとともに、今後設置する地域自立支援協議会の活用なども含め、事業者や障害者団体等の意見を計画の策定時に取り込み、市の独自性をさらに発揮できるような工夫をすることが必要である。



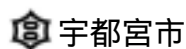
私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、  
思いやりの心や人と人とのふれあいが、  
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、  
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、  
ここに『福祉都市』を宣言します。

## 福祉都市宣言

宇都宮市は  
赤ちゃんからお年寄り  
ハンディキャップを  
持った人々など  
すべての市民が  
笑顔でことばを交わし  
健康でいきいきと暮らせる  
心のふれあう福祉のまちを  
つくります

発行者



〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

編集

宇都宮市保健福祉部障害福祉課

電話：028(632)2365 ファックス：028(636)0398

E-mail:u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市保健所保健予防課

電話：028(626)1116 ファックス：028(627)9244

E-mail:u19070301@city.utsunomiya.tochigi.jp